

平成 30 年度 城陽市社会福祉協議会事業計画

「あの人の幸せを 私の幸せに」

1.基本方針

わが国は少子・高齢化が進むとともに、人口減少の社会に転じていく中で、これまで経験したことのないような生活の変化が生じてきており、それに対する公的制度やサービスも大きく変化してきています。

介護保険制度では「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、公的支援だけでなく地域で支えあう多様な担い手の創出が求められており、さらに個別で複雑に絡み合う課題を抱える人たちへの対応についても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「生活困窮者自立支援法」「成年後見制度の利用促進に関する法律」などにおいて、地域全体で考える方向になってきています。

さらには、相次ぐ自然災害に対して「災害対策基本法」の改正が行われ、災害時に配慮が必要な人への対策をより身近な地域で行うよう進められています。

地域福祉は、今や福祉・医療・教育・貧困・災害など、分野の垣根を越えたあらゆる側面からとらえられる視点が必要となり、それを地域の住民・機関・施設・企業など、みんなで支えあうことが課題とされています。

このような流れの中、国はこれからの地域福祉の理念を「我が事・丸ごと―地域共生社会の実現―」とし、社会福祉法の改正により地域のあらゆる人たちが役割を持ち、支えあう体制を整備する方針を打ち出しています。

社会福祉協議会は、これまでから「地域福祉の推進」を図るための中心的な組織として、各種事業や活動に取り組んできており、全体としてその使命は変わることはありません。

人々の生活は公的制度・サービスだけで充足するものではなく、実際に困っている人々を支える仕組みづくりは、それぞれの地域に委ねられてきている部分が多く、具体的な取り組みとその実践を形にしていくことが、“いま”と“これから”地域及び社会福祉協議会の役割として問われています。

本会では、平成 10 年度に第 1 期の地域福祉活動計画 I を策定してから、5 年ごとに見直しを行い、平成 29 年度で第 4 期計画期間が終了することから、平成 30 年度からの 5 か年計画である「城陽市社協 地域福祉活動計画 V」を策定し、その基本理念は第 4 期計画に引き続き「あの人の幸せを 私の幸せに」として地域福祉の推進に取り組んでいくこととしました。

平成 30 年度はその活動計画の初年度であり、活動計画の基本目標と実施計画が地域に広がることを目指し、市社協としての今年度の各部門別重点事業を掲げ、さらには予算区分ごとの具体的事業計画に基づき取り組みを進めることといたします。

2.地域福祉活動計画Vの基本理念・基本目標・実施計画

《基本理念》「あの人の幸せを 私の幸せに」

～お互いさまをつないで 広げる 地域の福祉～

1. 身近な地域のつながりを強めるネットワークづくり（つながる）
 - ①みんなが参加できるいろんなきっかけづくり
 - ②団体同士が協働する地域ぐるみの体制づくり
2. 地域福祉活動を集めて進める活動拠点づくり（あつまる）
 - ③いつでも集まれる地域の活動拠点づくり
 - ④孤立をしないための集まりの場づくり
3. 何でも話せる地域の窓口づくり（はなせる）
 - ⑤いろんな悩みが打ち明けられる信頼関係づくり
 - ⑥地域のみんなで考える助けあいの活動探し
4. 暮らしを支える仕組みづくり（ささえる）
 - ⑦専門職と企業もお手伝いする支えあいの関係づくり
 - ⑧困りごとを手助けにつなげる流れづくり
5. 一人ひとりの思いを叶える仲間づくり（かなえる）
 - ⑨多世代で取り組むボランティア活動の推進
 - ⑩お互いを尊重しあえるサービスとサポートづくり
6. いつも頼りにされる組織づくり（たよれる）
 - ⑪活動をサポートする人・物・金・情報の確保
 - ⑫災害時に助けあえる日頃のつながりづくり

3.平成 30 年度市社協部門別重点事業内容

【法人運営部門】

○経営組織のガバナンス強化

社会福祉法人制度改革の一環として前年度理事・評議員等の選任のあり方を一部変更しましたが、引き続き組織運営に適した選出方法・定数等について検討します。

また、社協だよりやホームページ、各センターの情報コーナーの活用により、財務状況をはじめとする情報公開を積極的に進めるとともに、様々な媒体を活用し市民への情報発信力を高め社協への理解を深めます。

○福祉施設や企業・団体との連携強化

福祉施設や企業・団体等の地域福祉への社会貢献活動を応援するため、情報交換・情報提供の機会を作ります。

○財源確保に向けた検討

社協会費の減少が続く中、自主財源の増強に向けて会費の維持や新たな財源確保策の検討を行います。

【地域福祉活動推進部門】

○校区社協活動の強化支援

校区社協拠点の設置支援を引き続き行い、いつでも気軽に集まり、話しあえ、身近な相談場所としてより有効活用できるよう利用促進指針の検討を行います。

また、今後の校区別地域福祉活動ビジョンを校区社協と共に考え、作成していきます。

○ボランティア活動の活性化と災害時支援体制の強化

子どもの福祉教育はもちろんのこと、様々な場面で大人世代に対して福祉・ボランティア体験や学習の機会をつくり、活動への参加のきっかけづくりに努めます。

また、引き続き災害ボランティアセンター推進協議会において、訓練・研修及び運営マニュアルや様式の見直しを行います。

○地域福祉活動計画V進捗状況の管理

平成30年度からの「地域福祉活動計画V」の進捗状況を評価・確認するための会議を設置・開催します。

○生活支援体制整備事業の推進

身近な地域で助けあいや居場所づくりの取り組みが進むよう、生活支援コーディネーター及び協議体を中心に、その体制づくりに努めます。

今年度は第2層コーディネーターの設置をモデル的に行います。

【相談支援・権利擁護部門】

○地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できる基盤づくりを地域の方々と共に考え取り組んでいくため、地域ケア会議を引き続き開催します。

また地域包括ケアシステムの構築に向け、医療連携事業に加えて総合病院との情報交換会の強化を図ります。

一方、認知症対策として地域支援推進員活動や、平成 29 年に設置した認知症初期集中支援チームの円滑な運営に努めます。

○福祉サービス利用援助事業の推進と成年後見制度への適正な移行支援

生活支援員の募集・研修を行うとともに、成年後見に係る専門職とのネットワークづくりに取り組み、判断能力の低下した方の切れ目のない支援体制づくりに努めます。

○生活困窮者支援の推進

対象等が拡大された生活福祉資金貸付事業の相談を中心に、生活全般の課題をつなぎ支援する体制を行政等と連携しながら整備します。

【在宅福祉事業部門】

○訪問介護・居宅介護支援事業の実施

全国的にもホームヘルパーの人材不足が顕著になっており、介護職員紹介制度等により人材確保に努め、高齢者・障がい者等地域の利用者ニーズに応じた介護サービスの提供・維持ができるよう努めます。

○通所介護事業の実施

平成 30 年度の報酬改定により経営上厳しい状況となりますが、新たな加算の検討を行うとともに、一人ひとりに応じたりハビリ環境を整え、利用者ニーズに応じたサービス提供体制づくりに努めます。

また、処遇改善加算の有効活用により職員雇用の安定化を図ります。

一方、開設 21 年を迎え老朽化してきている施設修繕の一環として、浴室の修繕を行い、利用者の利便向上を図ります。